

おいらせ町告示第 7 2 号

令和 7 年度おいらせ町野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町は、野菜等産地の所得向上と産地力の強化を図るため、令和 7 年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 7 日付け上農水第 1 1 5 号上北農林水産事務所長通知）に基づき、農業協同組合、営農集団（3 戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約があるものに限る。以下同じ。）、現に農業を営む法人（以下「農業法人」という。）、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。）第 1 2 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、認定新規就農者（基盤強化法第 1 4 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、及びその他町長が認めるもの（以下「農協等」という。）が行う野菜等産地力強化支援事業に要する経費について、予算の範囲内において、農協等に対し、おいらせ町野菜等産地力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年おいらせ町規則第 4 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助金の額及び採択基準は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第 3 条 規則第 3 条の申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合及び営農集団が事業実施主体の場合は、導入する施設、機械、設備等の管理運営規程
- (2) 農業協同組合が事業実施主体の場合において、導入した施設、機械、設備等を賃貸する場合は、その賃貸借契約書案
- (3) 位置図（1／10,000～1／50,000の地図に施設の設置場所等を記入すること。）
- (4) 見積書の写し（3者以上から徴取すること。）
- (5) カタログ又は設計書（設計図や見取図でも可。）
- (6) 機械、設備等を導入する場合は、当該機械、設備等の規模決定の根拠となる資料
- (7) 営農集団が事業実施主体の場合は、当該営農集団の規約の写し
- (8) 農業法人が事業実施主体の場合は、当該農業法人の定款の写し
- (9) 認定農業者又は認定新規就農者が事業実施主体の場合は、認定農業者又は認定新規就農者の認定証の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付の条件）

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、事業費又は補助金の30%を超える増減の場合について、事業変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に着手したとき又は補助事業が完了したときは遅滞

なく着工（完了）届（様式第3号）を町長に提出すること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（様式第4号）その他関係書類を第10条に規定する期間整備保管すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
- (9) 事業実施年度から5年間、各年度における補助事業の成果について事業成果書（様式第5号）を作成し、事業成果報告書（様式第6号）に添付して、当該各年度の翌年度の4月20日までに町長に提出すること。

（申請の取下げの期日）

第5条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第7条 規則第14条の規定による補助金の請求は、補助金請求書

(様式第 7 号) の提出により行うものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 1 1 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 3 0 日を経過した日又は令和 8 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 出来高設計書（簡易な施設、機械、設備等の整備に係るものを除く。）

(2) 財産管理台帳（様式第 4 号）の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第 9 条 規則第 2 1 条第 2 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 1 0 条 規則第 2 1 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業種目	補助対象経費	事業実施 主体	補助金の額	採択基準
おいらせ町野菜等 産地力強化支援事 業	農協等が行う下記の事 業に要する経費 ただし、省力化型及び 施設園芸型は1経営体当 たりの補助金額の上限を 合計で300万円とし、 高温対策型は補助金額の 上限を合計50万円とす る。	農協等		共通事項 (1) 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き及 び冬の農業の推進品目とする。 (2) 施設、機械、設備等の有する能力が利用面積に対して適切な規模で あること。 (3) 事業実施主体の構成員が稲作を行っている場合には、収穫後に発 生する稲わらを土づくりに有効利用すること。 ただし、特別な理由がある場合には、3年以内に確実に稲わ ら利用が見込まれること。 (4) 受益となる生産者が目標年度までに生産工程管理又はそれに 準じた取組を実践すること。
1 省力化型	植付機、収穫期機、管理 機、ハウス自動開閉装置、 自動かん水装置、その他の 労働時間の削減、規模拡 大、コスト低減等大幅な省 力化のために必要と認めら れる機械、設備等の導入に 係る経費（ただし、1件 の本体価格が50万円以 上の機械、設備等に限 る。）		補助対象経費 （消費税及び 地方消費税を 除く。）の4分 の1に相当する 額以内の額 （負担割合県4 分の1）	(1) 導入した機械、設備等により該当作業の労働時間を10%以上短 縮すること。 (2) 地区における野菜、花きの対象作物の作付面積がおおむね露地で 3ヘクタール、施設で1ヘクタール以上の産地であること、又は、 集約的品目で上記の規模以下でも産地と認められ、3年以内に上記 の規模に拡大することが見込まれること。
2 施設園芸型	耐雪型ハウスの導入に係 る資材費		補助対象経費 （消費税及び	(1) 施設農業の振興が図られる地域であること。 (2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール

			地方消費税を除く。)の4分の1に相当する額以内の額 (負担割合県4分の1)	以上であること。 (3) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、次の基準を満たすこと。 ①ハウスを建替える場合、事業実施前年度の施設栽培面積より120㎡以上拡大すること。 ②導入するハウスが1棟当たりおおむね330㎡以上であること。 ③事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団(営農集団)であること。また、当該集団の施設栽培面積の合計が30アール以上であること。 ④省力化型(ハウスで使用する機械・付帯設備)と同時に導入する場合は、③にかかわらず、事業実施主体が1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培面積が20アール以上であること。 (4) 毎年、園芸施設共済事業又は損害保険事業等に参加すること。 (5) ハウスの被覆資材は、耐用年数が長い(おおむね5年以上)農業用PO等を使用すること。
3	高温対策型	遮光資材、機能性フィルム、循環扇、LEDランプ、その他の品質向上や出荷量の増加を目的とした高温対策に必要と認められる資材、機材等の導入に係る資材費。 (ただし、1件の本体価格が20万円以上の資材、機材等に限る。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)の3分の1に相当する額以内の額 (負担割合県3分の1)	(1) 生産性が向上するものであること。 (2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加又は秀品率を5ポイント以上増加させること。